

投資対象 投資行為		米国企業				非米国企業				米国との取引無し	
		右記以外	米国人の機微な個人データ又は重大なインフラに関する	重大技術に関する		米国との取引有り					
				米国に子会社・支店有り		米国に子会社・支店無し		左記以外	重大技術、米国人の機微な個人データ、又は重大インフラ、に関する		左記以外
				27 業種以外	27 業種	重大技術に関する	米国人の機微な個人データ又は重大インフラに関する				
支配を及ぼす投資 (例：買収)	現在		○	◎ (パイロットプログラム)		○				×	
	FIRRMA 完全施行(2020 年 2 月 13 日まで)以降	○	☆	おそらく◎		☆	○	☆	○	×	

投資対象 投資行為		米国企業				非米国企業				米国との取引無し		
		右記以外	米国人の機微な個人データ、又は重大インフラに関する	重大技術に関する		米国との取引有り						
				米国に子会社・支店有り		米国に子会社・支店無し		左記以外	重大技術、米国人の機微な個人データ、又は重大インフラ、に関する		左記以外	
				27 業種以外	27 業種	重大技術に関する	米国人の機微な個人データ、又は重大インフラに関する					
支配を及ぼさない投資 (=「その他の投資」)	非公知技術情報へのアクセス、取締役等の選任、又は、重大技術についての意思決定に関する可能化。	×	×	◎ (パイロットプログラム)		×				×		
	FIRRMA 完全施行以降		☆	おそらく◎		☆	×	☆	×			
	重要インフラ、又は米国人の機微なデータについての意思決定に関する可能化		現在	×								
	FIRRMA 完全施行以降		☆									
上記以外	×											

◎： 規制対象で、かつ、CFIUS への事前届出義務有り。(判断がつかない等の場合に CIFIUS への任意の通知も可能。)

○： 規制対象だが、CFIUS への事前届出義務無し。CFIUS への任意の通知も可能。

☆： 規制対象。投資行為主体の Foreign Person が、外国政府と実質的な利害関係があり、かつ、投資により、投資対象(米国企業、米国と取引のある外国企業)と、直接又は間接に、実質的利害関係が生じる場合は、事前届出義務有り。(判断がつかない等の場合に CIFIUS への任意の通知も可能。)

×： 規制対象外